## 第85回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

- 1 日 時 令和4年11月1日(火) 午後2時開会 午後4時閉会
- 2 場 所 大阪市中央公会堂 大会議室
- 3 出 席 者
  - (1) 委 員 向山会長、上田委員、川口委員、北野委員、西堀委員、山根委員
  - (2) 事務局 経済戦略局:出井商業担当課長代理
- 4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- ① (仮称)ラ・ムー生野巽西店(生野区:新設)
- ② (仮称) 大阪中央突堤臨港計画(港区:新設)
- ③ ロイヤルプロ住之江公園(住之江区:新設)
- ④ ニトリ阿倍野店 (阿倍野区:新設)
- 5 議事要旨
  - (1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
  - (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から意見等があった。

主な意見等は次のとおり

- ① (仮称) ラ・ムー生野巽西店
  - ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の 趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は 有しない。
  - ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するな ど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・ 運営に努めるよう要望する。
  - ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、 周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民 と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
  - ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住 民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
  - ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。 よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配 慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺の生活環境の悪化防 止等に十分配慮することを要望する。
- ② (仮称) 大阪中央突堤臨港計画
  - ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の

趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するな ど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・ 運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、 周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民 と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住 民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

### ③ ロイヤルプロ住之江公園

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の 趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は 有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するな ど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・ 運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、 周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民 と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

#### ④ ニトリ阿倍野店

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の 趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は 有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するな ど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・ 運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、 周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民 と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住 民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

#### 6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図

# 資料3 委員名簿

資料4 「軽微な変更」に係る手続きの状況(報告事項)

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

(電 話) 06-6615-3784

(FAX) 06-6614-0190